

第24期第13回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年7月5日(月曜日) 13:30～15:20

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第5番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第6番	寺尾俊行	第15番	土岐若水
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	宇野賀津美	第18番	松木ワカ子
第10番	古川一豊	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第7番	高橋眞次		

(3) 欠席委員 2人

農業委員 第4番 村上壽一
推進委員 第12番 小泉禮造

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤田 和 則	事務局 主幹	近藤 明 美
農地係 長	松本 聡	農政係 長	谷口 恭 子
主 任	井上 貴 清	会計年度任用職員	齊藤 麻 里

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	タブレットの使用方法について
	農地パトロールについて



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。天気予報では、雨が降るとか、曇りとかこの先不順な天候ですけど、今日は朝から晴れて久しぶりに日差しが強く夏らしくなってきたというような感じがいたします。7月は24期の委員も就任してもうすぐ1年、1年経つと任期の3分の1が終了するというところでございます。特に7月になりますと皆様方には農地パトロール等で暑い中現地へ行っていろいろ調査をしていただくというようなこともございます。これから、暑い日が続きますけれど、皆様方には体調管理に十分に気を付けていただきまして、いろんな活動に取り組んでいただけたらと思います。それでは、ただいまから第13回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

農政関係は「タブレットの使用方法について」及び「農地

パトロールについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤 繁次郎委員と土岐若水委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、合計面積456㎡でございます。2ページをお開きください。

59番、(1-1)さんの1件でございます。期間につきましては、1年3か月で、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること並びに全部効率利用要件及び常時従事要件が認められることの各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、59番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、小野(春)委員。

小野(春)委員

参考に教えてほしいのですが、この(1-1)さんは456平米を取得して3,122平米になっておりますね。これは、新居浜市でいったら3反以上になったらいいということで、ここで審議にかかっているんでしょ。今後も地域、地域によって許可する平米数が違いますけど、3,000平米ですよ。この、456平米を足して3,122平米にな

っているのですが以前は2,666平米なんですよ。

藤田会長

今が、3,122平米で今度、456平米を利用権設定すると、それにプラスされるわけです。

小野（春）委員

3,122平米に今回の申請を足すのですか、足して3,122平米ではないのですか。この、3,122平米はどこから引用してきているのですか。

松本農地係長

説明いたします。この方、先々月に西条から新居浜の方に新規で就農された方で、その時に3,122平米いうことで3条の許可を得ております。今回、プラスして456平米耕作されるということです。

小野（春）委員

はい、ありがとうございました。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第4号「農地の所有権移転について」の17番及び18番は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号3番、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定並びに議案第4号17番及び18番所有権移転の3件につきまして、説明をいたします。まず、議案第2号3番、使用貸借権設定でございます。

4ページをお開きください。

星原町、畑、1筆、面積578平方メートル及び田、1筆、面積1,434平方メートル、小計2,012平方メートル、次に、議案第4号17番及び18番、所有権移転でございます。

9ページをお開きください。

17番、寿町、畑、1筆、面積750平方メートル、
18番、寿町、畑、1筆、面積535平方メートル、小
計1,285平方メートルとなりまして、合計3,297
平方メートルでございます。

譲受人は(2-1)さんで、今回、新規に営農を開始
するに当たり、申請地を取得及び借り受ける目的で、農
地法第3条による申請書が提出されました。申請地は、
農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界
も明確であることから、周辺農地への影響についてはな
いものと思われま。

また、議案書及びお手元に配布いたしております調査
書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当し
ないため、許可要件の全てを満たしていると考えており
ます。御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明
につきまして、議案第2号3番については高橋 征三委員
から、議案第4号17番及び18番については古川 一豊
委員から、それぞれ報告をお願いします。

まず、高橋委員をお願いします。

高橋(征)委員

はい、申請地の農地でございますが、今までは渡し人
から依頼を受けて保全管理をしておりました。したが
いまして、農地の再開は直ぐにできる状態でありま
す。譲受人ですが5月に私のところに農業をやりたいと
話があり、お伺いをして意見を聞かせてほしいと話を
しました。農業に従事してやって行きたいと強い意志
がありますので問題ないと思っておりますので、よろ
しくお願いします。

**藤田会長
古川委員**

ありがとうございました。次に古川委員をお願いします。

6月19日、20日と2日間譲受人の方と面会、調査
しました。農地の状況ですが、現在耕作はされてお
りませんが、草刈などちゃんとされておりまして、い
つでも耕作できる状態でございます。地域との調和
要件につきまして

しては境界など総合的に問題はありません。また、譲受人は耕作意欲もあり地域への影響も特段にないものと思われまます。許可しても支障はないと思います。以上、御審議をよろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第2号3番と議案第4号17番及び18番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第4号「農地の所有権移転について」の17番及び18番を原案のとおり決定させていただきます。5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の賃貸借権等設定について」と議案第4号「農地の所有権移転について」の15番及び16番は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第3号1番、農地法第3条第1項の規定による農地の賃借権設定並びに議案第4号15番及び16番所有権移転の3件につきまして、説明をいたします。

まず、議案第3号1番、賃借権設定でございます。

6ページをお開きください。

阿島二丁目、畑、1筆、面積1,028平方メートル次に、議案第4号15番及び16番、所有権移転でございます。

8ページをお開きください。

15番、阿島二丁目、田、1筆、面積1,279平方メートル、16番、阿島二丁目、畑、1筆、面積1,216平方メートル、小計2,495平方メートルとなりまして、合計3,523平方メートルでございます。

譲受人は（３－１）さんで、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を取得及び借り受ける目的で、農地法第３条による申請書が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺農地への影響についてはないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。御審議よろしくお願

藤田会長

いいたします。ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきま

井下委員

して、井下 八郎委員から、報告をお願いします。それでは、御説明させていただきます。申請地は先程申しました通り農道及び水路が整備された整形な農地で現地との境も明確にあり周辺の影響も何もないものと思

藤田会長

います。また、本人と会ってお話をさせていただきます。特にアボカドの栽培に関心を持っており、苗を鉢植えから育てており許可後は苗を購入して増やしていく予定で耕作意欲もあり許可しても問題なく、御審議のほどよろしくお願

曾我部委員

いいたします。ありがとうございます。以上、議案第３号１番と議案第４号１５番から１６番について質疑に入ります。御意見、御質問はござ

松本農地係長

いませんか。はい、曾我部委員。新規就農ということで非常にありがたいと我々も喜んでいるのですが、４７歳ということで全部で３、５００平米あり、アボカドは何年かしないと収入にならないとい

曾我部委員

うことで兼業でやられるのですか。この方は、会社を経営されてお

**松本農地係長
曾我部委員**

そういうように聞いております。

きちんと管理してくれるか心配なところもありますので、その辺りも地元の農業委員さんの方でよろしく言うておいて下さい。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の貸借権等設定について」と議案第4号「農地の所有権移転について」の15番及び16番を原案のとおり決定させていただきます。

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は19件です。

11ページを御覧ください。

93番、垣生六丁目、田2筆、譲受人は(5-1)さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

94番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(5-2)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

95番、大生院字喜来西ノ原、畑1筆、譲受人は(5-3)さん。内容は露天駐車場及び貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

96番、河内町、田1筆、譲受人は(5-4)さん。内容は

自己住宅189.98平方メートル、一体利用地として用途廃止水路18.75平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

97番、高田一丁目、畑1筆、譲受人は(5-5)さん。内容は自己住宅118平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

98番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は(5-6)さん。内容は自己住宅125.25平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

99番、外山町、畑2筆、譲受人は(5-7)さん。内容は自己住宅140.56平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

100番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(5-8)さん。内容は自己住宅90.71平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

101番、沢津町三丁目、田1筆、譲受人は(5-9)さん。内容は建売住宅2戸130平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

102番、大生院字栗林、畑3筆、譲受人は(5-10)さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

103番、岸の上町一丁目、田1筆、譲受人は(5-11)さん。内容は自己住宅66.66平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は30年です。

104番、北内町三丁目、田1筆、譲受人は(5-12)さん。内容は自己住宅123.21平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

15ページを御覧ください。

105番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(5-13)さん。内容は自己住宅95.85平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

106番、東田一丁目、田筆、譲受人は(5-14)さん。内容は有料老人ホーム1棟465.21平方メートル、一体利用地として用途廃止水路8.67平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

107番、東田一丁目、田3筆、譲受人は(5-15)さん。内容は有料老人ホーム1棟606.72平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

108番、東田一丁目、田3筆、譲受人は(5-16)さん。内容は診療所併用住宅1棟462.82平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

109番、東田一丁目、田5筆、譲受人は(5-17)さん。内容は調剤薬局139.64平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

なお、106番から109番までは隣接しており、一体で千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、併せて開発許可申請が行われております。

110番、河内町、田2筆、譲受人は(5-18)さん。内容は賃貸共同住宅1棟346.14平方メートル、農地区分

は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

111番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は(5-19)さん。内容は自己住宅274平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

以上、93番から111番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、93番から111番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員。

渡邊委員

106番から109番まで一挙に5反以上が転用されるのですが、たまたま隣接地でなっているのか、別に開発を進めている人がいるとか。

井上主任

事業者は別にはなっているのですが、全て一体として開発をする予定と聞いております。

渡邊委員

どこか不動産屋が関係して、こういう計画を進めたということですか。

井上主任

不動産会社は申請の中には入ってないですね。

渡邊委員

陰で入ってないですねよ。

井上主任

陰の方まではこちらは把握してないです。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事

に意見を送付いたします。

続きまして、18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「タブレットの使用方法について」及び「農地パトロールについて」を議題といたします。

タブレットについては、農業会議からの台数が40台くらいで、新居浜市の委員数にちょうどよいのでどうですかと言われましたので、どうせ取り組むならということで、新居浜市で取り組むことになりました。

なお、本日は、ご多忙の中、愛媛県農業会議より川中様をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

愛媛県農業会議専門員係長 川中 敬三様です。それでは、川中様、よろしく願いいたします。

愛媛県農業会議

川中係長

御紹介にいただきました、農業会議の川中と申します。私の方から、本日はタブレットの操作の仕方について御説明をさせていただきます。お付き合いのほどお願いしたいと思います。また、タブレットでございしますが、先程会長さんの方からお話があったように、そもそもはコロナで総会が開催できないというのが都市部でもあり、農業委員会の総会につきましては開かないわけにはいかないと、人を集めてやるのか、あるいはこういったタブレットで会議に参加をしていただいて総会を開くということになっており

ます。法律上は延期というのは基本的にはないわけでありまして、なおかつ総会を開かないということはできないとなっております。あくまでも、人に集まっていただくか、こういったタブレットを使って総会を開いていただくということになっておりまして、ついでに国の方がコロナの関係でデジタル化の1つとしてタブレットを使って総会を開催してはどうかということで農業会議の予算がつきまして1県当たり40台くらいのタブレットを使って実際は農業委員会さんにタブレットを使ってのオンライン総会を開催してもらうようにタブレットの貸出が今年度予算としてついたということでありまして、大体40台でございますので、いくつかの市町さんに御依頼をしまして、新居浜市さんの方で快くお引き受けをいただきまして、皆さんの方で今年度タブレットを使っての農業委員会の総会であったり、これからの農地パトロール、利用状況調査等で御活用をいただければということでございます。それでは、操作の説明をして参りたいと思います。

(タブレット操作方法について説明)

藤田会長

ただいま、川中様から説明していただきましたが、御質問等はございませんか。今、川中様から御説明がありましたように、国の方がこういった方針で進んで行くということございまして、1人1台ずつ貸与品ではございますけど与えられておりますので、また、持って帰られて使用方法等々を見ながら試してみてください。また、分からないことがあれば事務局の方へお尋ねをしていただいたらと、少しでも慣れていただくようによろしく願います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

本日は、お忙しい中、愛媛県農業会議専門員係長 川中様に御出席いただき、ありがとうございました。

谷口農政係長

では、次に「農地パトロールについて」を議題といたします。まず、事務局から説明をお願いします。

農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められておりますので、今年度も実施します。これまでの農地の利用状況に関する調査については、農地法上の遊休農地措置に基づく利用状況調査と荒廃農地調査の二つの調査が含まれ、国に報告していましたが、今回両調査を統合するとともに、遊休農地をより詳細に分析し、状況に応じた解消目標設定や筆ごとの状況等を把握するよう改正がありました。

それでは、お配りしております調査票をご覧ください。1枚の調査票に2筆ずつ記載しております。左上に地図番号、その下の四角で囲っている中に、土地の所在地等書いております。その下に令和2年度の結果、アは営農再開、ウは保善管理、空白は遊休農地です。その下に意向調査結果を記載しております。

今年度の調査の結果を右側の欄に記入していただきます。まずは、英数字のI R 3パトロールの結果にアウ×とあります。あてはまるところに○をつけてください。次にIIとIIIです。ここからが調査をより詳細にというところですが、IIが遊休農地になりうる現況です。項目が1から8までありますのであてはまるところに○をつけてください。複数ある場合は、もっともあてはまるもの2つに○をつけてください。次にIIIは発生場所の区分です。その農地がどのような場所にあるのか、1から4の中から1つ○をつけてください。なお、調査のIIとIIIは、Iで、アやウになった場合もすべての農地について記入をしてください。

また、新規で発見した場合は、空白の用紙をつけていますのでそちらに記入してください。

次にカラーの写真が載っている用紙で例1から例3までつけています。こちらは、各自治体における荒廃農地の判定基準を国でまとめたものです。この中でいうと例3が新

居浜市における判定基準に一番近いと思います。

パトロールの際には、委員会親睦会よりお茶を買ってお渡ししますが、十分な水分補給と帽子をかぶるなどの熱中症対策をしてパトロールに臨んでください。以上です。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はありませんか。はい、岡田（充）委員。

岡田（充）委員

当日の天候は関係ないのですか。

谷口農政係長

基本的には雨の場合にもパトロールを行いたいと思います。車の中から見える範囲でしたいと思いますのでお願いします。もう1つ、水分補給と一緒に帽子と調査証を携帯してください。

藤田会長

他に御質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局お願いします。

谷口農政係長

活動記録簿について、説明いたします。現在、日々の農業委員会活動の記録を活動記録簿に御記入いただき提出していただいておりますが、本日、7月からの記入をしていただく活動記録簿をお配りしております。

記入につきましては、17ページ以降に今までと同じようにしていただきますが、裏面の意向把握の状況及び地域の話し合いへの参加状況も記入をお願いします。

14ページ、15ページをお開きください。こちらに記入例がありますので、参考にいただき、相談内容や地域の話し合いに参加した内容を記入してください。貸したいという希望があった場合は、事務局の方でHPに掲載して借り手を探すこともできますので活動内容については必ず御記入をお願いします。以上で説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第13回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員